

令和8年栗山町議会定例会5月臨時会議 会議録

令和8年5月14日 午前9時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1番	齊藤義崇	君
2番	置田武司	君
3番	重山雅世	君
4番	大櫛則俊	君
5番	堀文彦	君
6番	鈴木千逸	君
7番	佐藤則男	君
8番	斉藤隆浩	君
9番	端師孝	君
10番	藤本光行	君
11番	鶴川和彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局長	中野真里
事務局主査	武田憲尚

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町長	佐々木学	君
副町長	橋場謙吾	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	酒井文恵	君
総務担当兼男女共同参画・内部統制担当主幹	松川公人	君
継立出張所長	上島宣和	君
企画財政課長	平野敬太	君
企画財政課企画担当主幹	三木貴光	君
税務課長兼出納室長	名内隆	君
住民保健課長	笹木真由美	君
福祉課長	高田宏明	君
定住推進課長	本田徹	君

環境生活課長	杉	本	整	昭君
建設課長	谷	口	良	之君
建設課技術長	野	原		修君
上下水道課長	高	野	瀬	大和君
上下水道課技術長	平	田	法	雄君
農林課長	田	崎		剛君
商工観光課長	宮	本	孝	之君
教育長	吉	田	政	和君
学校教育課長	桑	島	克	典君
社会教育課長兼図書館長	篠	田	孝	義君
介護福祉学校副校長兼事務局長	古	田	敏	幸君
農業委員会事務局長	藤	澤	祐	之君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

会期の決定

諸般の報告

① 会務報告

② 監査報告

町長の所信表明

町長就任の宣誓

報告第 1号 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分
について

報告第 2号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 3号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
いて

議案第 1号 職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 副町長の選任について
議員研修会への派遣について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年栗山町議会定例会5月臨時会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番鈴木千逸議員、7番佐藤則男議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第2、議会運営委員会よりこのたびの定例会の運営等に関する報告書がお手元に配布されておりますのでご覧いただきたいと思います。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第3、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

会期については、議会運営委員会報告のとおり、本日から令和9年4月30日までの352日間と決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日から令和9年4月30日までの352日間と決定をいたします。

なお、今開会議会の議会期間は本日1日といたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第4、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、報告第1号、令和7年度栗山町一般会計補正予算第12号の専決処分についてほか4件であります。また、議会側からの案件は、議員研修会への派遣についてであります。

地方自治法第121条第1項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。以上です。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎町長の所信表明並びに町長就任の宣誓

○議長（鵜川和彦君） 日程第5、町長の所信表明並びに日程第6、町長就任の宣誓をあわせて行います。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 令和8年栗山町議会定例会5月臨時会議の開催にあたり、今後の町政運営に関する所信を申し上げますとともに、栗山町自治基本条例第14条の規定に基づく町長就任の宣誓をさせていただきます。

私、この度の栗山町長選挙におきまして、多くの町民並びに議員皆さんの力強いご支援を賜り、無投票当選の栄を得て、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。

今、この壇上に立たせていただき、町政の舵取りを担う使命の大きさと歴史と

伝統ある栗山町長の職責の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

私はこれまでの2期8年間、元気創出 栗山新時代を町民とともにを政策目標に掲げ、すべての町民皆さんの笑顔が輝き続けるまちの実現のため、全力で町政を進めてまいりました。

顧みますと、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、多くの試練に直面した8年間でありましたが、先送りのできない様々な町政課題に正面から向き合い、町民並びに議員皆様のご理解とご協力のもと、課題解決に向けた取組を鋭意進め、それぞれ解決へと導いたもの、また一定の方向付けをしたものなど、今ようやくそれが実を結ぼうとしているところであります。

その一方で、加速化する人口減少や少子高齢化への対応をはじめ、エネルギーや石油製品始めあらゆるものの物価高騰など、本町を取り巻く社会経済情勢は一段と厳しさを増しており、また、人口減少に起因する新たな町政課題も山積してきております。

このようなときだからこそ、ふるさと栗山が、10年後も20年後も発展し続けるまちづくりが重要であり、その実現こそが、私に課せられた使命であると考えております。

1期目の創成期、そして2期目の成長期を経て、これからの3期目4年間を成熟期と位置付け、町民の皆さんと共に創る栗山新時代を、次なるステージへと導くべく、まちの元気を繋ぐ5つのバトン掲げ、町政を推進してまいります。

一つ目は、地域経済の原動力である産業が躍動するまちの実現であります。

土地改良センターと連携した農業基盤整備事業の推進や、商店街の活性化による中心市街地の賑わいづくりの推進など、農商工の基盤を強化し、各産業が連動する、活力と賑わいあふれるまちづくりを進めてまいります。

二つ目は、支え合うすべての町民が心安らぐまちの実現であります。

栗山赤十字病院を拠点とした医療体制の構築や、快適な生活環境づくりに向けた除排雪や町営バスの充実など、地域社会全体で支え合う仕組みを構築し、すべての町民が健やかで生きがいを感じるまちづくりを進めてまいります。

三つ目は、未来を担う子どもたちを育むまちの実現であります。

小学校の統合による質の高い教育環境の確保や、子育て支援の核となるこども家庭センターの開設など、子育てを地域全体でサポートし、子どもたちが将来に夢目標を持って成長できるまちづくりを進めてまいります。

四つ目は、かけがえのない財産を未来へ継承するまちの実現であります。

自然共生サイトの登録など、ネイチャーポジティブ自然再興の推進や、交流定住人口増加に向けたプロモーション事業の展開など、受け継がれてきた栗山の豊かな自然、歴史、文化の魅力を共有し、未来へと繋ぐまちづくりを推進してまい

ります。

五つ目は、町民と行政が連携し、未来を創造するまちの実現であります。

小学校統合後の校舎活用など、角田南部地域振興策の推進や、女子野球タウン事業の取組による地域活性化の推進など、様々な地域課題に対応するため、町民と行政が共に考え、行動し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

今後のまちづくりの重要なキーワードとなる産業、町民、子どもたち、財産、未来これら5つのバトンを繋ぎ、すべての町民皆さんの笑顔が弾けるまちづくりに挑戦してまいります。

以上、3期目の町政をお預かりするに当たり、私の所信の一端を申し上げます。

なお、本年度における町政運営の方針並びに施策につきましては、6月定例会議におきまして、町政執行方針の中で述べさせていただきたいと考えております。

私に託されたこれからの4年間、安定した財政基盤のもと、まちづくりと健全財政の両立を図りながら、次代を担う子どもたちに連綿と続く歴史のバトンを繋ぐという使命をしっかりと果たしてまいります。

まちの将来像、ふるさとは栗山です。みんなが元気なまちを目指し、町民皆さんに栗山町で暮らす幸せを実感していただけるよう、全身全霊を傾け町政を進めてまいりますので、町民並びに議員皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、所信表明といたします。

引き続き、栗山町自治基本条例第14条の規定に基づき、町長就任の宣誓を行います。

宣誓。

私は、先人が守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、主権者である町民の参加による自律したまちづくりを推進するという本条例の基本理念に基づき、ふるさとは栗山ですと町民誰もが誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちを実現するため、公平公正かつ誠実に職務を執行することを誓います。

令和8年5月14日、栗山町長 佐々木学。

以上、私の所信表明及び町長就任の宣誓といたします。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 町長の所信表明並びに町長就任の宣誓が終わりましたので、次に進みます。

◎報告第1号

○議長（鶴川和彦君） 日程第7、報告第1号 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題に供します。

報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第1号 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,714万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ116億7,934万4,000円とするものであります。

専決処分いたしました主な内容は、歳入では町税及び地方交付税の確定見込み等による補正。

歳出では、2款総務費の財政調整基金積立金の追加等に係る補正であります。

それでは事項別明細についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

まず、歳出であります。2款1項6目24節積立金の1億7,399万円の補正は、後ほど歳入18款でご説明いたします一般寄附金及び教育寄附金の受納、並びに11款地方交付税の確定に伴う余剰財源を財政調整基金に積み立てるものであります。

6款2項2目24節積立金の619万1,000円の補正は、歳入2款の森林環境譲与税の確定等に伴い、森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。

8款2項4目地方道路整備費から5項3目住宅建設費までにつきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

9款1項1目18節負担金補助及び交付金の433万5,000円の補正は、南空知消防組合負担金額の確定による減額であります。

10款1項5目学園費は、後ほど歳入18款でご説明いたします。

企業版ふるさと応援寄附金の受納に伴う財源振替であります。

7目24節積立金の130万円の補正は、後ほど歳入18款でご説明いたします。教育寄附金を栗山高校女子野球部支援基金に積み立てるものであります。

5ページをご覧ください。

次に歳入であります。1款1項町民税から6項入湯税までにつきましては、

町税の確定見込みによる補正であります。

2 款地方譲与税につきましては森林環境譲与税の確定による補正であります。

1 1 款地方交付税につきましては特別交付税の確定による補正であります。

1 8 款 1 項 1 目 1 節総務寄附金の 3 5 0 万円の補正は、まず一般寄附金であります。3 月 1 9 日に中央 1 丁目、丸勝給水設備工業株式会社、代表取締役梶澤正則氏より頂きました 1 0 0 万円。同じく 3 月 1 9 日に匿名希望の方より頂きました 5 0 万円の合わせて 1 5 0 万円の追加であります。

6 ページをご覧ください。

次に、企業版ふるさと応援寄附金であります。3 月 2 6 日に札幌市、株式会社コーケン、代表取締役齋藤健二氏より頂きました 2 0 0 万円であります。

3 節教育寄附金の補正は、2 月 2 4 日に宇富士、長尾康司氏より頂きました 1 0 0 万円。

3 月 1 9 日に由仁町、石川兄弟塗装株式会社、代表取締役石川裕次郎氏より頂きました 3 0 万円。

同じく 3 月 1 9 日に中央 1 丁目、丸勝給水設備工業株式会社、代表取締役梶澤正則氏より頂きました 1 0 0 万円。

3 月 2 3 日に宇継立、井沢建設株式会社、代表取締役喜多村大吾氏より頂きました 3 0 0 万円の合わせて 5 3 0 万円の追加であります。

1 9 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の 5, 4 5 7 万 9, 0 0 0 円の補正は、今回の補正に係る財源調整として減額するものであります。

1 0 目 1 節森林環境譲与税基金繰入金の 1, 0 7 9 万 9, 0 0 0 円の補正は、歳出 6 款 2 項 2 目森林環境譲与税事業費の事業財源として繰入れするものであります。

2 2 款 1 項 6 目土木債につきましては、付記事業の起債額確定による補正であります。

4 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正についてご説明いたします。

1 変更であります。起債の目的 3 4、湯地継立線道路改良事業債から 4 0、公営住宅建設事業債まで、それぞれ起債額の確定により限度額を付記のとおり変更するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第 1 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
本件は報告事項でありますので、以上で終わります。
-

◎報告第2号

- 議長（鶴川和彦君） 日程第8、報告第2号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

- 町長（佐々木 学君） 報告第2号 栗山町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものであります。

今回専決処分いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例は令和8年3月31日法律第2号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第18条の3及び第19条は軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整理を行うものであります。

第33条は、個人の町民税所得割の課税標準における特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う規定の整理を行うものであります。

第80条から第91条までは、環境性能割の廃止に伴う規定の整理を行うものであります。

附則第7条の3、及び第7条の3の2は、法改正に伴う規定の整理を行うものであります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税課税特例の適用期限延長に伴う規定の整理を行うものであります。

附則第10条の2は、法改正に伴う引用条項整理及び固定資産税課税標準額に係る地域特例の割合に関する規定の改正で、国が定める割合を参酌し定めるものであります。

附則第10条の3は、法改正に伴う引用条項整理であります。

附則第15条の2から第16条の2までは、環境性能割の廃止に伴う規定の整理を行うものであります。

附則第16条の3から第17条までは、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期

譲渡所得に係る町民税の課税特例の適用期限延長に伴う規定の整理を行うものであります。

附則第18条から第20条の3までは、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

附則第1条につきましては、施行日を定めたもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2条及び附則第3条につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

附則第4条につきましては、平成26年条例第30号をもって公布いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。環境性能割の廃止に伴う規定の整理を行うものであります。

以上、栗山町税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第2号の報告を受けたところでありますが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第3号

○議長（鶴川和彦君） 日程第9、報告第3号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第3号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例は、令和8年3月31日法律第2号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

附則第3項及び附則第11項は、法改正により法附則第15条第6項が削除されたことに伴う引用条項の整理を行うものであります。

附則第1項につきましては施行日を定めたもので、令和8年4月1日から施行す

るものであります。

附則第2項につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第3号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第1号

○議長（鶴川和彦君） 日程第10、議案第1号 職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第1号、職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

令和8年2月26日をもって制定された国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が本年4月1日より施行され、実勢価格等に応じた宿泊料の改正が行われました。

本町におきましても、国家公務員との均衡の原則に基づき、この改正に準拠することとし、本条例を改正するものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第13条は、宿泊料に係る規定で、宿泊料の上限額を規則へ委任する規定に改めるものであります。

第15条は、宿泊手当に係る規定で移動中に宿泊する場合及び旅行中に自宅に宿泊する場合の取扱いをそれぞれ定めるものであります。

附則第1項につきましては施行日を定めたもので、公布の日から施行し、令和8年4月1日から遡及適用するものであります。

附則第2項につきましては、既に支給された改正前の旅費を内払いとみなすものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいた

します。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号、職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第1号は原案どおり決定をいたしました。

これで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時57分

◎議案第2号

○議長（鵜川和彦君） 再開いたします。

日程第11、議案第2号 副町長の選任についてを議題に供にします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第2号 副町長の選任について提案理由をご説明申し上げます。

副町長の橋場謙吾氏が令和8年5月17日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意をお願いするものであります。

橋場氏は、昭和44年12月7日生まれの56歳で、岩見沢農業高等学校を卒業後、昭和63年4月に栗山町役場に奉職し、都市施設課を振り出しに経営企画課主幹、総務課長。また、横断的な政策課題及び政策上の重要案件を担当する総括職な

どを歴任され、令和4年5月18日に副町長に就任以来、卓越した識見を持って、その重責を担っていただいております。

現在1期目を務めていただいております、副町長として適任であると考えております。

なお、副町長の任期につきましては、本年5月18日から令和12年5月17日までの4年間であります。

以上、提案理由といたしますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、そのように取り計らいます。

お諮りいたします。議案第2号副町長の選任について、原案に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第2号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

○議長（鶴川和彦君） 日程第12、議員研修会への派遣についてであります。5月26日、東京都で開催される全国町村議会議長会、令和8年度町村議会議長副議長研修会に齊藤義崇議員、私、鶴川和彦を派遣したいと考えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、研修会へ派遣することに決定をいたしました。

以上で提案された案件の審議を終了いたしました。ここで再任されました橋場副町長より発言を求められておりますので、これを了承したいと思います。

副町長。

〔副町長 橋場 謙吾君登壇〕

○副町長（橋場謙吾君） 本会議の貴重な時間、発言の機会を頂きまして、大変ありがとうございます。

高い席からで恐縮でございますけども、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ただいま、私の副町長就任につきまして、議員皆様のご同意を賜りましたことを心より厚く御礼申し上げます。

再度重責を担わせていただくことに、前回にも増して緊張感とともに身の引き締まる思いでございます。

これまで4年間、微力ながら町長の補佐役として務めさせていただきましたが、今こうして任期を全うできましたことも、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の温かいご指導、そして職員の方々の大きな支えがあったからこそでありまして、改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今後におきましては、これまでの経験を生かしつつ、この4年間の反省点をしっかりと反省し、改め、気持ちを新たにしっかりとその職責を果たしてまいりたいと思っております。

時代の変遷とともに、現在、本町におきましても、様々な町政課題が山積しておりまして、その解決に向けましては、決して平たんな道のりではございませんが、佐々木町長が掲げる笑顔がはじけるふるさと栗山の実現に向け、町の元気を創出する5つのバトンをしっかりとつないでいけるように、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、どうか今後ともこれまでと変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、誠に簡単で意を尽くしませんが、再任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

◎休会の宣告

○議長（鶴川和彦君） お諮りいたします。

本定例会5月臨時会議に付議された案件の審議を全て終了いたしましたので、会議規則第7条の規定により、令和8年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和8年定例会は休会することに決定をいたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前10時04分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署名議員

署名議員